

# Juniper 製品 Junos Space 保守サービス約款 保守サービス仕様書

[ 2023/06 改訂版 ]

株式会社 日立ソリューションズ  
セキュリティサポート部

## 目次

|   |   |
|---|---|
| 保守サービス約款 .....                          | 1 |
| 保守サービスを提供するための必要条件／注意事項について .....       | 6 |
| 保守サポートサービス仕様書.....                      | 7 |
| 1 保守サービスメニュー .....                      | 7 |
| 2 基本保守サービスの詳細.....                      | 8 |
| 3 Junos Space保守に関するお問い合わせ先 .....        | 9 |
| 別紙1 Juniper製品のメーカサポート終了にともなう弊社保守サービスの内容 |   |
| 別紙2 Juniper製品テクニカルサポート依頼票               |   |

※本書記載の会社名、商品名は、各社の商標または登録商標です  
※本文中または図中では、TM マーク、®マークは表記していません

## 保守サービス約款

お客様（以下「甲」といいます。）と株式会社日立ソリューションズ（以下「乙」といいます。）は、乙が販売する Juniper Networks, Inc.（以下「丙」といいます。）の製品（以下「本製品」といいます。）に対する保守サービス（以下「保守サービス」といいます。）に関し、以下のとおり取り決めます。甲は本保守サービス約款（以下「本約款」といいます。）について、同意かつ遵守することを条件に、保守サービスを乙に委託するものとし、甲又は甲の依頼を受けた乙の販売店から乙への保守サービスの発注をもって、甲が本約款につき同意したものとみなします。なお、本約款に基づく契約を以下「本契約」といいます。

（目的）

**第1条** 甲は、本約款に基づく保守サービスの提供を乙に委託し、乙はこれを受託します。

（保守サービスの内容）

**第2条** 乙は、保守サービスを、別に定める「保守サポートサービス仕様書（以下「保守サービス仕様書」といいます。）に基づき甲に提供します。

2. 保守サービス仕様書に本約款の条項と異なる定めがある場合は、保守サービス仕様書の定めが優先します。
3. 丙が定める End User License Agreement 等の利用許諾条件（以下「利用許諾条件」といいます。）に本約款又はサービス仕様書の条項と矛盾する定めがある場合は、本約款、サービス仕様書、利用許諾条件の順で優先適用されるものとします。

（保守サービスの提供期間）

**第3条** 本約款に基づく保守サービスの甲への提供期間は、甲乙間で別に締結する保守サービスに関する契約の期間とします。

2. 甲が乙と契約できる保守サービスの期間は、契約更新を含め、次の各号に定める期限までとします。
  - (1) 乙の本製品の出荷日より5年間又は丙が定める製品ライフサイクル終了日の何れか短い期日
  - (2) 前号の期間を超えた場合であっても、乙が保守サービスを提供可能と判断した期日
  - (3) 前2号の定めにかかわらず、乙の本製品の出荷時に、甲と乙との間で特別に定められた期日がある場合は当該期日
3. 保守サービスの対象製品が、乙が出荷した本製品でない場合は、前項の定めは適用されず、甲が乙と契約できる保守サービスの期限は、丙が定める製品ライフサイクル終了日又は乙が保守サービスを提供可能と判断した期日までとします。

（保守サービスの対象外）

**第4条** 下記の各号により本製品に障害が発生した場合には、保守サービスの対象外とします。

- (1) 本製品が不適切に使用又は誤用された場合
- (2) 甲又は第三者により本製品の修正又は改変が行われた場合
- (3) 天災地変等、甲乙いずれの責にも帰することができない原因により障害が生じた場合
- (4) 本製品が日本国外に設置された場合
- (5) 甲が、丙が定める利用許諾条件に反した場合
- (6) 乙が、丙から入手できない情報等を必要とする場合

（保守サービスの一時的な停止）

**第5条** 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、乙の判断により保守サービスを停止することができるものとします。

- (1) 保守サービスに係る乙の設備の保守、工事、障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (2) 丙又はその他の第三者の設備の保守、工事、障害その他やむを得ない事由により、乙の保守サービスの遂行に支障をきたす場合
- (3) 天災地変その他の非常事態が発生し、若しくは発生する恐れがある場合又は災害の予防若しくは救援のために、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な措置として保守サービスの停止を要する場合
- (4) 乙の責に帰すべき事由以外の事由で保守サービスを停止せざるを得ない事由が生じた場合

2. 乙は、前項の規定により保守サービスの提供を停止するときは、緊急でやむを得ない事由がある場合を除き、その旨を事前に甲に通知するものとします。
3. 第1項の停止が原因で甲に損害が発生したとしても、乙は損害賠償を含めた一切の責任を負わないものとします。

(責任の制限)

**第6条** 乙は、保守サービスを善良なる管理者の注意義務をもって実施しますが、次の各号に定める事項については責任を負わないものとします。

- (1) 乙の助言及び判定の正確性・有用性
- (2) 乙の助言及び判定に基づき甲が実施する対策の結果
2. 本契約に関する乙の責に帰すべき事由により甲が損害を被った場合、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができるものとします。
3. 前項の乙の損害賠償額の累計総額は、債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、当該損害の直接の原因となった装置、ソフトウェア若しくはクラウドサービスに対する基本保守サービス料金の月額相当金額、又は本製品の提供形態がサブスクリプション形態の場合は、サブスクリプション料金の月額相当金額を基準として算出した次の各号に定める金額を限度とします。
  - (1) 提供期間が12か月に満たない場合は、月額相当金額に当該契約月数を乗じた金額
  - (2) 提供期間が12か月以上の場合は、月額相当金額に12を乗じた金額
4. 乙の責に帰することができない事由から生じた損害、乙の予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について、乙は、賠償責任を負わないものとします。
5. 乙は、保守サービスの提供により本製品のすべての問題が解決されることを保証しないものとします。

(甲の責任)

**第7条** 保守サービスの目的を達成するため、甲は、甲の負担で次の各号を行うものとします。

- (1) 乙が提供する場所以外で作業を行う場合に必要となる作業エリア及び電力の確保と提供
- (2) 機器故障時に代替機を送付する契約内容であった場合、甲が乙へ障害機を送付する際に発生する費用
2. 甲は、乙が機器の設置場所で保守サービスを行う場合、乙及び乙が持参した機材を設置場所へ速やかに持ち込み、又、持ち出しが行えるようにする責任を負うものとします。
3. 保守サービスの対象となる製品、ライセンス、サブスクリプション、その他品目については、有形、無形に限らず、管理に関する責任は甲が負うものとします。

(機器設置場所の通知)

**第8条** 本製品の障害発生時に、代替機器を指定日に現地へ配達する（センドバック保守は含みません。）、又は設置場所で機器交換を行う契約内容であった場合、甲は本契約の締結時に乙に対して本製品の設置場所情報を通知するものとします。なお、当該設置場所を変更するときは、甲は、乙に書面で通知し、事前に乙の書面による同意を得るものとします。

2. 前項の規定に従うことなく、甲が本製品の設置場所を乙に通知しなかった場合、乙は本製品に対する代替機器を指定日に現地へ配達する（センドバック保守は含みません。）、又は設置場所で機器交換を行う契約上の責任を負わないものとします。

(第三者への委託)

**第9条** 乙は、保守サービスの遂行を必要に応じ第三者に委託することができます。

2. 前項の規定に従い第三者に保守サービスの遂行を委託する場合、乙は、第11条第2項の義務及び第16条の秘密保持に係る義務と同等の義務を、当該第三者に課すものとします。

(旧部品・障害機の取扱い)

**第10条** 保守サービスで交換された旧部品・障害機は、乙が任意に処分することができるものとします。

(資料等)

**第11条** 甲は、乙より問題解決の支援を受けるに当たり必要と自己が判断し、又は当該問題解決の支援を遂行するに当たり乙が必要と認め甲に要求した図面、資料その他の技術情報（以下「資料等」といいます。）を甲の負担と責任において乙に提供するものとします。

2. 乙は、前項の資料等を、問題解決の支援を遂行する目的にのみ使用するとともに、乙の同種の資料に対するものと同等の注意配慮をもって取り扱うものとします。
3. 甲は、本条第1項の規定に従い乙に提供する資料等が第三者のいかなる権利も侵害していないこと及び第17条第2項で定める個人情報を含まないことを保証するものとします。
4. 甲から乙に提供された資料等の正確性、有用性等について、乙は、確認、検証の義務その他何らの責任を負いません。

(過怠約款)

**第12条** 乙が次の各号の事項のいずれかに該当する場合、甲は、乙に通知することにより、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。また、甲が次の各号の事項のいずれかに該当する場合、甲は、当然乙に対する全債務（手形債務を含みます。）の期限の利益を喪失し、乙は、何らの催告を要しないで本契約の全部若しくは一部を解除することができ、又は解除しないで一時に債務残額全部の履行を甲に求め、その完済までの間、保守サービスを停止することができるものとします。

- (1) 相手方又は第三者に振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (2) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分、競売、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始等の申立てを受けたとき。
- (3) 自ら破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立てをしたとき又は清算に入ったとき。
- (4) 支払を停止したとき。
- (5) 監督官庁から営業の許可取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (6) 相手方若しくは第三者に債務の履行猶予の申出を行い、又は債権者集会の招集準備、主要資産の処分の準備その他債務履行が困難と認められる事由が生じたとき。
- (7) 自己の責任に帰すべき事由により本契約に違反し、相手方が相当な期間を定めて催告をしたにもかかわらず、当該期間内に当該違反が是正されないとき。

(知的財産権)

**第13条** 保守サービスの利用により乙から甲に提供される提供物の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）は、全て乙、丙又はその他の第三者が保有するものとします。

(第三者の知的財産権に関する紛争処理)

**第14条** 乙は、保守サービスの成果及び参考資料等の提供時において、甲は、提供情報の提供時において（以下保守サービスの成果、参考資料等及び提供情報を総称して「提供物等」といいます。）、それぞれ提供物等又はその使用が第三者の日本国における特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権その他の知的財産権（以下「知的財産権」といいます。）を侵害していないことを保証します。ただし、当該提供物等を提供した当事者の責に帰することができない事由による場合はこの限りではありません。

2. 甲及び乙は、前項に定める保証に違反し、提供物等又はその使用が第三者の知的財産権を侵害し、又はそのおそれがある場合には、相手方に対してその旨速やかに通知するとともに、自己の責任と負担において処理、解決するものとします。
3. 提供物等の提供を受けた当事者と第三者との間に本条第1項に定める保証に係る提供物等又はその使用が当該第三者の知的財産権を侵害しているとして差止請求、損害賠償その他の紛争が生じた場合、当該提供物等の提供を受けた当事者は、相手方に対してその旨を速やかに通知するものとします。

(権利義務譲渡等の禁止)

**第15条** 甲は、本契約に基づく権利又は義務の全部又は一部を、第三者に譲渡、売買、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為はしてはならないものとします。

(秘密保持)

**第16条** 甲及び乙は、本契約に関して次項の方法により、相手方から秘密と指定して開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を、次の各号の規定に従い取り扱うものとします。

- (1) 秘密に保持するものとし、事前に相手方の文書による承諾を得ることなく第三者（乙が保守サービスの遂行を委託する第三者を除きます。）に開示しないこと。
  - (2) 本契約の目的の範囲内でのみ使用、複製及び改変すること。
  - (3) 本契約の終了後速やかに相手方に返却又は自らの責任で消却すること（秘密情報の複製物及び改変物も同様とします。）。
2. 甲及び乙は、前項に定める秘密情報としての取扱いを要する情報を相手方に開示する場合、次の各号の方法によりこれを行うものとします。
    - (1) 文書で提供する場合、その文書上に「Confidential」等秘密である旨を表示して相手方に提供すること。
    - (2) 記録媒体で提供する場合、当該記録媒体の表面上に前号の表示を付すとともに、当該記録媒体に電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいいます。以下同様とします。）により前号の表示を記録することが技術的に可能な場合は、電磁的方式により前号の表示を記録し、相手方に提供すること。
    - (3) 口頭で開示する場合、開示の際、当該情報が秘密情報としての取扱いを要するものである旨を相手方に告げ、当該口頭による開示後14日以内に、前2号に規定する方法により相手方に提供すること。
  3. 前2項の規定にかかわらず、裁判所、行政機関等より法令、判決、決定等に基づき、開示を強制された場合には、甲又は乙は、当該裁判所、行政機関等に対して秘密情報を開示できるものとします。ただし、甲又は乙は、開示する範囲を最小限とするべく合理的な努力を行わなければならないものとし、開示前又は開示後速やかに相手方に対して当該内容を通知するものとします。

4. 本条第1項の定めは、次の各号のいずれかに該当する情報には適用されないものとします。
  - (1) 相手方から開示される前に既に受領当事者が保有していた情報
  - (2) 相手方から開示された秘密情報によることなく、受領当事者が独自に開発した情報
  - (3) 公知の情報
  - (4) 受領当事者が秘密保持に係る義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
5. 本条第1項及び前項の定めは、本契約の終了後も存続するものとします。

(個人情報の取扱い)

- 第17条** 甲及び乙は、本契約に関して相手方より提供を受けた個人情報を保守サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者(第9条で委託する第三者を除きます。)に開示もしくは漏洩しないものとするともに、個人情報の保護に関する法律(平成二十七年九月九日法律第六十五号。その後の改正を含みます。)を含め関連法令を遵守するものとします。
2. 乙の提供する保守サービスは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号。その後の改正を含みます。)が定める個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けるものではなく、また、乙は、「個人情報の保護に関する法律」(平成二十七年九月九日法律第六十五号。その後の改正を含みます。)が定める個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けません。

(輸出等の処置)

- 第18条** 甲は、保守サービスにより提供されるハードウェア、プログラム及び技術情報等の全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、甲は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続をとるものとします。
- (1) 輸出するとき。
  - (2) 海外へ持ち出すとき。
  - (3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
  - (4) 前3号に規定するもののほか、「外国為替及び外国貿易法」又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

(暴力団等の排除)

- 第19条** 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約します。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」といいます。)であること、又は反社会的勢力であったこと。
  - (2) 反社会的勢力が経営を支配していること。
  - (3) 代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。
  - (4) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってするなど反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図るなど反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力と密接に交際をするなど社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (7) 暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。
  - (8) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。
  - (9) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為を行うこと。
2. 甲及び乙は、自己が本契約の履行のために用いる者(個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下総称して「履行補助者」といいます。)が前項各号のいずれかに該当した場合、本契約の履行に係る当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約します。
  3. 甲又は乙が前2項の表明又は確約のいずれかに違反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができ、解除により生じた損害の賠償を違反者に請求できるものとします。また、係る解除により違反者に生じた損害について、相手方は賠償義務を負わないものとします。

(存続条項)

- 第20条** 本契約の終了後も、第6条(責任の制限)、第7条(甲の責任)、第10条(旧部品・障害機の取扱い)、第13条(知的財産権)、第16条(秘密保持)、第17条(個人情報の取扱い)、第18条(輸出等の処置)、第19条(暴力団等の排除)、第25条(管轄裁判所)の規定は、有効に存続するものとします。

(契約内容の一部変更)

- 第21条** 乙は、いつでも自己の裁量において、予告することなく本約款及び保守サービス仕様書の内容を変更し、また、変更後の本約款及び保守サービス仕様書の適用時期を決定することができるものとします。
2. 乙は、本約款又は保守サービス仕様書の内容を変更した場合、乙が指定するホームページに掲載することで、甲に通知するものとします。

(契約期間)

- 第22条** 本契約は、甲乙間で別に締結する保守サービスに関する契約の効力発生日から保守サービスの提供期間満了までとします。

(契約の終了)

- 第23条** 乙と丙との契約の終了、丙又はその他の第三者の乙への債務不履行、その他、乙の支配が及ばない事由を原因として、乙から甲への保守サービスの提供が履行不可能と乙が判断した場合、乙から甲への通知をもって、本契約の全部又は一部を解除できるものとします。この場合、乙は甲に対して、損害賠償を含め、当該解除に関する一切の責任を負わないものとします。
2. 甲は、乙に文書で本契約の終了を通知することで、契約期間の途中でであっても、本契約を解約することができるものとします。本契約の全部又は一部が解約された場合であっても、甲は、これらの料金の返還を請求することはできないものとします。

(法令等の遵守)

- 第24条** 甲及び乙は、本契約の履行に関し、法令等の定めを遵守するものとします。

(管轄裁判所)

- 第25条** 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所として処理するものとします。

(協議)

- 第26条** 本契約の履行について疑義を生じた事項及び本契約に定めのない事項については、甲乙双方で協議し、円満に解決を図るものとします。

以上

## 保守サービスを提供するための必要条件／注意事項について

保守サービスをご契約いただきますと、本書に記載された内容の保守サービス提供いたしますが、サービスを提供するにあたり必要となる情報等がございます。

以下に必要となる情報を記載いたします。

内容をご確認いただきますと共に、ご理解いただき必要となる情報の提供にご協力願います。

**必要となる情報をご提供いただくまではサービスを提供できない場合があることをご了承願います。**

### 保守契約確認に必要な情報

| # | 取得情報    | 備考                     |
|---|---------|------------------------|
| 1 | シリアル番号  | Junos Space のシリアル番号    |
| 2 | バージョン情報 | Junos Space の OS バージョン |

### テクニカルサポート時に必要な情報

| # | 項目                 | 内容   |
|---|--------------------|--|
| 1 | トラブルシューティング情報 (*1) | お問い合わせ内容の原因を特定するため、トラブルシューティング情報取得手順書に記載の情報。 |

(\*1) 弊社サポートサイトの Junos Space トラブルシューティング情報取得手順書の“基本情報の取得”を掲載しておりますので、ダウンロードしご利用ください。

詳細なサービス内容については以降の内容でご確認ください

## 保守サポートサービス仕様書

### 1 保守サービスメニュー

この仕様書は Juniper Networks, Inc.製品(以下 Juniper 製品) Junos Space の保守サービスの内容、方法について記述したものです。

本書でご案内した中からご契約いただいた保守サービスのみをユーザー様に提供いたします。

販売パートナー様にて保守契約をご提供の場合は、そちらが優先されますので、販売パートナー様にご確認ください。

#### 1.1 保守対象製品

本仕様書は、以下の製品を対象とします。

- Juniper Networks Junos Space シリーズ、Log Director、Security Director
- ※VMware 版のみを対象
- ※管理対象製品としては SRX シリーズのみとなります

#### 1.2 製品の保守メニュー

本製品の保守メニューは、基本保守サービスとなります。

| サービス区分   | サービス内容  |
|----------|---|
| 基本保守サービス | ソフトウェア保守<br>テクニカルサポート<br>営業時間:月～金曜日 9時～17時<br>(「国民の祝日に関する法律」に定める休日、年末年始(12/30～1/3)および弊社規定休日を除く)<br>ただし E-mail および電話によるご連絡については 24 時間 365 日(法定点検日は除く)受付を行い、弊社営業時間外の場合は翌営業日に対応いたします |

- ※ 基本保守サービスは初年度より有償です。
- ※ 契約期間は 1 年単位です。起算日は弊社からの出荷日です。
- ※ 保守期間は連続した期間で契約していただく必要があります。保守継続契約される場合には、連続した期間で契約していただきます。
- ※ 弊社規定休日は弊社サポートサイトに掲載しています以下の URL にアクセスし画面下部の「Juniper Networks Junos Space サポート営業日カレンダー」をクリックしてください。  
<https://csps.hitachi-solutions.co.jp/juniper/>
- ※ Junos Space は他の弊社 Juniper 製品保守サービスと営業日が異なります
- ※ 弊社サポートサイトに掲載の制限事項(ASRN)に記載している VM 環境が弊社の推奨サポート環境となります。

#### 注意事項

- (1) ご使用の VM 環境によっては、動作するソフトウェアに制限があることを予め、ご了承いただけるものとします。
- (2) 以下の条件については、本サービスは適用されないものとします。
  - 本製品の不適切な使用・誤用の場合。  
(弊社にて提供していないソフトウェアの使用や各製品の動作前提に適合しない環境でのご使用等)
  - 本製品の修正、改変が行われた場合。
  - 天災地変等、いずれの責にも帰することができない原因により障害が生じた場合。
  - 日本国外に設置された本製品に対する保守サポートサービス。
  - Juniper 社から入手できない情報等を必要とする保守サポートサービス。
- (3) ハードウェアに問題があるかどうか、または VMware についてのお問い合わせは受け付けておりません。

#### 1.3 【個人情報の取り扱いについて】

保守サービスのご提供にあたり、お客様から頂いた個人情報は「お問い合わせへの対応、アフターサービスのご提供、保守サービスの維持改善」のみで使用し、他の目的に利用することはありません。

なお、弊社のその他の個人情報に関する取り扱いについては「個人情報保護に関して」をご覧ください。

- 個人情報保護に関して: <https://www.hitachi-solutions.co.jp/privacy/>

## 2 基本保守サービスの詳細

初年度より有償で提供されます。

ソフトウェア保守サービスでは弊社からソフトウェアを提供します。

Juniper 社の販売終了製品に対するサービスの終了により、サービス内容に変更が生じることがあります。

詳細は「[別紙1 Juniper社製品のメーカーサポート終了にともなう弊社保守サービスの内容](#)」をご覧ください。

### ● サービス内容

|           |   |
|-----------|---|
| ソフトウェア保守  | <p>(1) ソフトウェア提供サービス<br/>弊社で評価し、基準を満たしたソフトウェア(Juniper 社より提供される、バージョンアップに必要な OS イメージ)をご提供いたします。<br/>「<a href="#">Junos Space保守に関するお問い合わせ先</a>」にライセンス情報と必要なソフトウェアバージョンを記入の上、メールでご連絡ください。ダウンロード方法をご案内します。</p> <p>※ ソフトウェアについては当該機で動作する最新バージョンに重点をおいて評価、サポートを実施しております。このため適切な保守サポートを受けるためにも、適宜ソフトウェアのバージョンアップをお願いいたします。また、障害の回避策として開発元からソフトウェアのバージョンアップをお願いすることがあります。</p> <p><b>ソフトウェアバージョンアップ時の注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設定情報のバックアップと回復<br/>障害に備えて、本製品の設定情報のバックアップを行ってください。設定情報のバックアップおよびスキーマの回復手順につきましては、弊社ソフトウェアサポートまでお問い合わせください。</li> <li>・使用許諾契約書、輸出管理上の注意事項<br/>製品のご利用にあたって、使用許諾契約書を再度ご確認ください。<br/>本製品は U.S.Export Administration Act of 1979 (その改訂を含む。)で規定する Export Administration Regulations に定める輸出規制品に該当します。本製品の輸出にあたる行為はしてはならないものとします。日本国外からのダウンロードも本製品の輸出にあたり、してはならないものとします。</li> </ul> <p><b>以下の作業はお客様の作業とさせていただきます。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトウェアの製品への適用・設定</li> <li>・設定情報のバックアップと回復<br/>障害に備えて、本製品の設定情報のバックアップを行ってください。設定情報のバックアップ回復手順につきましては、弊社サポートサイトにサポートまでお問い合わせください。</li> <li>・Junos Space および SRX への IPS シグネチャの更新</li> <li>・連携製品の再連携</li> </ul> |
| テクニカルサポート | <p>弊社が電話、メールによる一般的技術問い合わせへの回答、および障害発生時における問題解決支援を行います。お問い合わせには、ライセンス情報が必要となります。</p> <p>サポートの内容につきましては Juniper 社から入手できる情報の範囲内に限らせていただきます。また、<b>トレーニング、コンサルテーション、導入の支援、お客様による検証作業/ドキュメント作成の代行、お客様先での問題調査等の作業を含みません。(別途有償にて検討させていただきます。)</b></p> <p>(1) 仕様に関する問い合わせ対応<br/>Juniper 社製品の仕様についてのご質問に回答します。<br/>本問い合わせにつきましては、電話またはメールにてご連絡いただき、弊社からの回答することにより、完了とさせていただきます。</p> <p>(2) 問題点解決支援対応<br/>システム運用時に Juniper 社製品に関する障害が発生した場合、<a href="#">「Juniper社製品テクニカルサポート依頼票」(別紙2)</a>または同等の内容をメール/電話にてご連絡いただくことにより、問題解決の支援を実施します。本問い合わせにつきましては、次のいずれかの時点で回答をご提出することにより、完了とさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障害が回復し、不具合の箇所が特定できたとき</li> <li>● Juniper 社製品の不具合でないことが判明したとき</li> <li>● 原因追求が困難となり、調査が進展しないと判断したとき</li> <li>● その他、お客様との合意により完了と認められたとき</li> </ul> <p>なお、問い合わせの内容により、お客様から情報およびお客様のご資産をご提供していただくことがあります。</p>  |

(次頁へ続く)

(前頁からの続き)

|           |   |
|-----------|---|
| テクニカルサポート | <p>(3) 技術情報の提供<br/>弊社サポートサイトにて技術情報を提供します。<br/><a href="https://csps.hitachi-solutions.co.jp/juniper/">https://csps.hitachi-solutions.co.jp/juniper/</a><br/>サポートサイトから各機種専用ページにログインする際に製品に同梱されている保守サービス用ユーザ ID とパスワードが必要です。</p> <p>※ハードウェアに問題があるかどうか、もしくは仮想ソフトウェアについてのお問い合わせはテクニカルサポートでは受け付けておりません。ハードウェア、もしくは仮想ソフトウェア購入元ベンダへお問い合わせください。</p> |
|-----------|---|

### 3 Junos Space 保守に関するお問い合わせ先

|          |   |
|----------|---|
| お問い合わせ窓口 | <p>弊社が電話、メールによる一般的技術問い合わせへの回答、および障害切り分けのサポートを行います。お問い合わせには、製品に同梱されている保守サービス用ユーザ ID 又は Juniper 製品のシリアル番号が必要となります。</p> <div data-bbox="438 801 1396 1019" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p>問合せ先: 日立ソリューションズ カスタマサポートセンタ<br/>E-mail : junos-user@hitachi-solutions.com<br/>電話 : 050-3786-6422</p><p>お問い合わせをいただく際には個人情報の取り扱いにご同意のうえ、お問い合わせをお願いします。本保守サービスでの個人情報の取り扱いについては、1.3に記載の【個人情報の取り扱いについて】を参照ください。</p></div> <p>E-mail で情報をお送り頂く場合、弊社システム制限により 5MB 以上の添付ファイルをお送り頂くことはできません。5MB 以上の添付ファイルをお送り頂く場合は、外部サーバをご用意しますので、お申し付けください。</p> <p>本問合せ先は、基本保守サービスをご契約いただいているお客様からのソフトウェア、テクニカルサポートを希望する受付専用です。ご購入前の本製品に関するお問い合わせ、保守サービスの仕様、契約内容のご確認、契約の更新などにつきましては、機器をご購入、保守をご契約された販売パートナー様、または弊社営業担当者にご連絡ください。</p> |
|----------|---|

## 別紙1 Juniper 製品のメーカサポート終了にともなう弊社保守サービスの内容

### 1. 保守サービスの内容

Juniper Networks, Inc. (以下 Juniper 社) は、製品のサービスの終了 (End of Support: 以下 EOS) をアナウンスします。EOS の日はこれ以後、Juniper 社が製品に対するサポートを行わないことを意味します。Juniper 社が提供するサービスの内容については Juniper 社のサイトをご確認ください。

Juniper Networks サービス終了製品とマイルストーン案内サイト  
<https://support.juniper.net/support/eol/>

なお、Juniper 社のサイトへのリンクは弊社サポートサイトにも掲載しておりますので、弊社のユーザサポートサイトトップページの「End of Support」をご参照ください。

弊社 Juniper ユーザサポートサイト  
<https://csps.hitachi-solutions.co.jp/juniper/>

Juniper 社の提供するサービス内容を受けて、弊社の提供するサービスの内容は下記のとおりです。

#### 弊社が提供するサービスの内容:

メーカにおけるソフトウェアの EOE (End of Engineering Support: 以下 EOE) 及び EOS にもない弊社保守サービスは下記内容でサービスを提供します。

※ 弊社が提供いたします Juniper 製品の保守サービスは、原則、Juniper 社のソフトウェアの EOE、EOS までのご提供となります。

本事項は、この期間を超えて事前に契約を行った保守締結済みのお客様に対する、弊社保守サービスの対応内容を記載しています。(Juniper 社のソフトウェアの EOS を超えた製品における、保守契約更新を受けるための条件ではございません。)

#### (1) テクニカルサポート

End of Support (EOS) まで: Juniper 社の提供するテクニカルサポートを受けてサポートを実施します。

End of Support (EOS) 以降: Juniper 社がテクニカルサポートを提供しないため、弊社のノウハウを元にサポートを実施します。回避策を中心に情報提供を行います。

#### (2) ソフトウェア保守

End of Support (EOS) まで: Juniper 社よりソフトウェアがリリースされた場合は、弊社で評価を実施した後にご提供します。

End of Support (EOS) 以降: 既存リリース(弊社評価済みのソフトウェア) 及び EOS を迎えていない上位バージョンを弊社で評価を実施した後に提供します。

### 2. 保守サービスの期間

Juniper 社の保守サービスの期間と同様の期間において、本サポートサービスをご提供いたします。

弊社サポートサイトのトップページの「End of Support」をご参照ください。

弊社 Juniper ユーザサポートサイト  
<https://csps.hitachi-solutions.co.jp/juniper/>

## 別紙2 Juniper 製品テクニカルサポート依頼票

### 1. お客様情報

|         |   |
|---------|---|
| 会社名     |   |
| 部署名     |   |
| ご担当者名   |   |
| ご担当者連絡先 | E-mail _____<br>TEL: _____<br><small>※ 原則、E-mail での対応となりますが、お問い合わせ内容が不明瞭な場合や、急ぎ確認が必要な状況においては、お電話にてご連絡させていただく場合がございます。</small> |

### 2. 対象機種、製品

| 機種名 | 製造番号<br>Serial# | OS Version | 障害発生日時 |
|-----|-----------------|------------|--------|
|     |                 |            |        |

### 3. 問い合わせ内容

|                              |                                 |
|------------------------------|---------------------------------|
| 内容<br>(具体的かつ詳細に<br>記述してください) |                                 |
| 発生条件<br>エラー情報                | 障害が発生した環境、障害発生時の操作内容などをご記入ください。 |

### 4. 特記事項

|  |
|--|
|  |
|  |
|  |

**【個人情報の取り扱いについて】** セキュリティサポート部 部長  
お問い合わせをいただく際には個人情報の取り扱いにご同意のうえ、お問い合わせをお願いします。本保守サービスでの個人情報の取り扱いについては、保守サービス仕様書1.3に記載の【個人情報の取り扱いについて】を参照ください。  
本内容にご同意いただける場合は、以下の「同意する」にチェックを入れていただき、弊社カスタマサポート宛にメールにてご連絡願います。(同意いただけない場合は、サービスのご提供が出来ませんのでご了承願います)

同意する